

2015年10月19日認可

2016年7月18日改定

2019年6月25日改定

イラン日本経営協議会（JBAI）定款

（前文）

イラン経営協議会は、イランでビジネス活動を行う日本法人、日本人により構成される非営利目的の団体である。

（目的）

第一条 イラン日本経営協議会は、会員共通のビジネス活動に関する利益に資すること及びイランにおける日本ビジネスの一層の振興を目的とする。

（名称等）

第二条 本会の名称は、「イラン日本経営協議会（英文 The Japanese Business Association in Iran）」とし、通称を「JBAI」とする。

2 事務所はテヘランに設置する。

（活動）

第三条 JBAIは、イランでビジネス活動を行う日本法人（日本法人の現地法人・支店・駐在員事務所及び日本人が経営するイラン法人）並びに日本人（以下、「イラン日本人等」という）のためのビジネス情報集約拠点を形成するとともに、日本とイランの経済面における良好な関係強化を推進するための活動を行う。また、JBAIはその活動を通じてイランにおける日本ビジネス・プレゼンスを最大化するための活動を行う。

2 JBAIは政治的又は宗教的な活動は行わない。

3 JBAIの具体的な活動内容は以下のとおりとする。

- (1) イラン日本法人等とイランの法人等とのビジネス活動を進展させるための活動。
- (2) イランのビジネス環境に関する調査及びその改善に資する活動。
- (3) イラン日本法人等のビジネス活動に関するセミナー、講演会等の開催。
- (4) イラン日本法人等とイラン関係者の相互理解を促進させるための活動。
- (5) イランにおけるイラン日本法人等のイメージを向上させるための活動。
- (6) 日本からイランを来訪する商業使節団のサポートに関する活動。
- (7) イランから日本を訪問する商業使節団のサポートに関する活動。
- (8) 日本国政府機関及びイランの商業・経済関係の発展に向けた活動を行う機関・団体をサポートするための活動。
- (9) イランにある経済団体との交流を促進するための活動。
- (10) その他、JBAIの目的を達成するために必要な活動。

（法令の遵守）

第四条 JBAIは、イランで効力を有する法律・規則を遵守する。

(会員)

第五条 JBAIは、以下の者を会員とする。

- ① 名誉会員
 - (1) 在イラン日本国大使
- ② 法人会員
イラン日本法人等のうち、理事会により入会を承認された法人。
- ③ 個人会員
イラン日本法人等のうち、理事会により入会を承認された個人。
- ④ 賛助会員
イラン国内に事務所等がない日本法人等のうち、JBAI への大きな貢献が見込まれ、理事会により入会を承認された法人。

(遵守義務)

第六条 法人会員、個人会員又は賛助会員（以下、会員）は本定款並びに総会及び理事会の決議事項を遵守しなければならない。

(入会及び入会金並びに年会費)

第七条 会員となることを希望する者は事務局を經由して理事会に入会申請書を提出しなければならない。

- 2 入会申請書を受理した理事会は、入会の可否につき審査を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。
- 3 入会承認の通知を受けた会員は、通知を受けた日から 1 か月以内に入会金並びに年会費を事務局に納付しなければならない。なお、名誉会員は入会金及び年会費を免除する。
- 4 会員は、入会した翌年度以降、毎年所定の納期までに年会費を事務局に納付しなければならない。
- 5 納付された入会金及び年会費は理由を問わず返還しない。
- 6 理事会は、第三項又は第四項に定めた期間内に入会金又は年会費を納付しない会員に対して、JBAI の総会への出席停止、議決権の凍結、退会の勧告、除名等の処分を科すことができる。
- 7 入会、入会金、及び年会費の詳細については、細則で定める。

(退会等)

第八条 退会を希望する会員は事務局を經由して理事会に退会届を提出しなければならない。

- 2 業務停止、撤退、移転、解散、死亡等により会員がその資格を失った場合は、退会したものとみなす。
- 3 理事会は、重大な法令違反、JBAI の信用を大幅に失墜させる行為等を行った会員に対し、退会を勧告し又は除名することができる。

(総会)

第九条 JBAIは、年次総会及び臨時総会を開催する。

2 年次総会は理事会が定める時期に1年に1度開催する。

① 年次総会は以下の事項を審議する。

- (1) 活動報告及び活動予定。
- (2) 年間予算の収支報告
- (3) 年間予算案及び年次貸借対照表の承認。
- (4) 理事の承認
- (5) 監査役の承認
- (6) 監査結果の確認
- (7) 会計担当の承認
- (8) 定款の改正
- (9) 会員の処分
- (10) その他JBAIの活動に関する重要事項

② 会頭は年次総会の招集を開催の3週間前までに日時、場所及び議題を添えて会員に通知しなければならない。

3 臨時総会は理事会が開催を決定した場合、会員が総会員の3分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を会頭に提出した場合のほか、会頭が必要と認めた時に速やかに開催する。

① 臨時総会は以下の事項を審議する。

- (1) 年次総会で承認された予算の変更
- (2) 定款の改正
- (3) 会員の処分
- (4) 理事及び監査役の解任
- (5) JBAIの解散及び解散時の資産の処分方法
- (6) その他JBAIの活動に関する重要事項

② 会頭は臨時総会の招集を開催の10日前までに議題を添えて会員に通知しなければならない。

4 会員は年次総会及び臨時総会(以下「総会」という。)に参加する権利を有する。

5 総会は法人会員及び個人会員の総数の3分の2以上の出席をもって開催することができる。総数には委任状を含む。

6 総会の議決は、総会に出席した会員、並びに会員の有効な委任状の過半数で決し、可否同数の場合、会頭が決する。ただし、名誉会員、賛助会員及び監査役は議決に参加することができない。

7 事務局長は総会の議事録を作成し、会頭の確認を受けた後、これを事務局に備え置かなければならない。また、会員は事務局長に対して、議事録の閲覧又はコピーを請求することができる。

(理事、会頭、監査役等)

第十条 JBAIは、5名以上の理事を置く。

① 理事は、毎年最終の理事会において法人会員から候補者案を作成し、年次総会にて審議、承認する。

- ② 理事の任期は、承認を受けた年次総会から翌年の年次総会までとする。ただし、再任を妨げない。
 - ③ 理事が任期途中で人事異動等のやむを得ない事由で辞任する場合は、辞任する理事が所属する法人会員の所属者が引き継ぐものとする。この場合、任期は前任者の残任期間とする。
- 2 JBAIは、会頭1名、副会頭2名、事務局長1名（以下「会頭等」という。）を理事から置く。
- ① 会頭等は、毎年最終の理事会において第10条第1項①にて選出した理事の中から候補者案を作成し、年次総会にて審議、承認する。
 - ② 会頭等の任期は、選出されたときから、翌年の年次総会までとする。ただし再任を妨げない。
 - ③ 会頭が任期途中で人事異動等のやむを得ない事由で辞任する場合は、辞任する会頭が所属する法人会員の所属者が引き継ぐか、あるいは何らかの理由によりこれが不可能な場合には、副会頭2名の中から1名を選び、理事会の承認を得てその残存期間の会頭職を引き継ぐ。
 - ④ 副会頭、事務局長が任期途中で人事異動等のやむを得ない事由で辞任する場合は、辞任する副会頭、事務局長が所属する法人会員の所属者が引き継ぐものとする。この場合、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会頭等の職務は次のとおりとする。
- ① 会頭の職務は次のとおりとする。
 - (1) JBAIを代表し、その業務を総理する。
 - (2) 総会、理事会を招集し、議長を務める。
 - ② 副会頭は、会頭を補佐し、会頭に事故があるときにはその職務を代理し、会頭が欠けたときはその職務を行う。
 - ③ 事務局長は、理事会が決定する方針に基づき、JBAI運営に必要な実務全般を掌理する。
- 4 JBAIは、名誉会頭を1名置き、在イラン日本国大使とする。
- ① 名誉会頭の任期は、選出されたときから、翌年の年次総会までとする。ただし再任を妨げない。
 - ③ 名誉会頭が任期途中で人事異動等のやむを得ない事由で辞任する場合は、後任大使を名誉会頭とする。この場合、任期は前任者の残任期間とする。
- 5 JBAIは、監査役を1名置く。
- ① 監査役は、毎年最終の理事会において法人会員から候補者案を作成し、年次総会にて審議、承認する。
 - ② 理事は、監査役を兼任してはならない。
 - ③ 監査役の任期は、承認を受けた年次総会から翌年の年次総会までとする。ただし、再任を妨げない。
 - ④ 監査役が任期途中で人事異動等のやむを得ない事由で辞任する場合は、辞任する監査役が所属する法人会員の所属者が引き継ぐものとする。この場合、任期は前任者の残任期間とする。
 - ⑤ 監査役は、JBAIの業務及び経理の状況を監査し、監査結果を年次総会に報告する。また、監査結果に基づき、必要があると認めた場合、理事会に意見を提出することができる。

6. J B I Aは、法人会員から会計責任者を1名置く。
 - ①会計責任者は、理事会にて選出するものとする。
 - ②会計責任者が任期途中で人事異動等のやむを得ない事由で辞任する場合は、辞任する会計責任者が所属する法人会員の所属者が引き継ぐものとする。この場合、任期は前任者の残任期間とする。
 - ③会計責任者は、経理を掌理する。

(理事会)

第十一条 J B A Iは、理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事で組織する。
- 3 理事会は、次項に掲げる事項について議決を要する必要が生じた場合若しくは会頭若しくは議決権を有する過半数の理事から要求があった場合を含め、各会計年度内に4回以上の理事会を開催しなければならない。
- 4 理事会は次に掲げる事項について議決しなければならない。
 - (1) 年次総会の開催日時及び場所
 - (2) 臨時総会招集の要否、開催日時及び場所
 - (3) 活動計画に関する事項
 - (4) 年間予算案及び年次貸借対照表に関する事項
 - (5) 定款の改正の要否及び改正案策定に関する事項
 - (6) 部会、委員会等の設置及び廃止に関する事項
 - (7) 細則の制定、改正及び廃止に関する事項
 - (8) 会員の入退会の承認等に関する事項
 - (9) 名誉会員の選任に関する事項
 - (10) 会員の処分に関する事項
 - (11) 入会金、年会費、緊急・臨時会費の徴収及びその額に関する事項
 - (12) J B A Iとしての意見、建議及び答申に関する事項
 - (13) 他の団体等が行う行事・会議等の共同開催並びに協力、協賛及び後援名義使用に関する事項
 - (14) J B A Iが原告又は被告となる訴訟に関する事項
 - (15) J B A Iの資産の運用に関する事項
 - (16) J B A Iの事務所所及び事務局員に関する事項
 - (17) その他J B A I Cの運営に関する重要な事項
- 6 理事会は、過半数の理事（代理出席含む）の出席をもって成立する。欠席する理事は、委任状を提出できるものとする。
- 7 理事会の議決は、出席理事（代理出席含む）及び有効な委任状の過半数により決し、可否同数の場合、会頭が決する。
- 8 事務局長は理事会の議事録を作成し、会頭の確認を受けた後、これを事務局に備え置かなければならない。また、会員は事務局長に対して、議事録の閲覧又はコピーを請求することができる。

(収入支出)

第十二条 JBAIは、以下のものを収入とし、会計責任者はこれを適切に管理しなければならない。詳細は、定款細則にて定める。

(1) 入会金及び年会費

(2) 入会金及び年会費以外の収入及び若しくは物品

2 JBAIは、以下のものを支出とし、会計責任者はこれを適切に管理しなければならない。詳細は、定款細則にて定める。

(1) 総会が議決した年間予算に基づく支出

3 会計年度は7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。

(解散)

第十三条 JBAIは、解散を議題として招集された臨時総会以外では解散決議を行えない。

2 JBAIの解散の議決は、解散を議題として召集された臨時総会に出席した法人会員及び個人会員、並びに法人会員及び個人会員の有効な委任状の3分の2以上で決する。

以上